平成２８年（フ）第２５７号
山梨県甲斐市玉川221番地　センチュリーアズマ306
債務者　清水　照子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６０号
山梨県甲斐市西八幡1283番地５、前住所静岡県富士宮市万野原新田4133番地の10
債務者　笠井　真次
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
佐賀県藤津郡太良町大字多良3897番地
債務者　馬場タイヤセンターこと　馬場　　潮
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第２７８号
大分市萩原１丁目17番21号（第１池田コーポ204）
債務者　柗本　隆明
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２７号
佐賀県伊万里市松浦町山形8777番地６
債務者　ＹＯＳＡ　ＰＡＲＫ　ＪＯＲＩＥこと　小松さやか
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１１９号
北海道苫小牧市沼ノ端中央２丁目１番36号
債務者　中沢　一輝
1　決定年月日時　平成28年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２７号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科582番地の５　ハイツ346Ａ－１号
債務者　藪田　洋希
1　決定年月日時　平成28年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第１５０号
三重県津市藤方2679番地18　セリシール102
債務者　吉田　　謙
1　決定年月日時　平成28年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５２号
三重県津市高茶屋小森町1953番地７、前住所三重県津市高茶屋５丁目13番７号
債務者　安達　友美
1　決定年月日時　平成28年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６８号
三重県鈴鹿市算所１丁目13番13号　クレストール磯ⅡＢ－２、前住所三重県鈴鹿市稲生２丁目15番８号
債務者　玉井　　旭
1　決定年月日時　平成28年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８６号
三重県亀山市布気町970番地２　アイルーム亀山山子202号
債務者　古川　政幸
1　決定年月日時　平成28年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７３３号
神戸市中央区楠町６丁目12番18号奥井ビル301、従前の住所兵庫県伊丹市平松３丁目３番21号
債務者　岡　　直美
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１２号
兵庫県川西市湯山台２－46　満寿荘、住民票上の住所兵庫県川西市鼓が滝２丁目13番48号301
債務者　福本　　進
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６７号
福岡県田川市大字伊加利1175番地８　コーポリバービュー　205
債務者　松本　匡太
1　決定年月日時　平成28年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第３８号
長崎県南島原市西有家町里坊109番地　グループホーム陽だまりの家、住民票上の住所長崎県南島原市深江町丙820番地
債務者　田島　玲子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
大分県別府市大字鶴見3645番地の５
債務者　鈴木久仁子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係